

大分県報

令和六年
号外(二三)
三月二十九日

(金曜日)

目次

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部改正	一
職員の給与の支給等に関する規則の一部改正	一
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	二
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正	三
職員の地域手当の支給に関する規則の一部改正	三
人事委員会告示	三
職員の任用に関する規則施行細則の一部改正	四

○人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

大分県人事委員会規則第二号

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「芸術文化スポーツ振興課」を「芸術文化振興課」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

令和六年三月二十九日

大分県報号外（人事委規則）

大分県人事委員会規則第三号 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「調整数」の下に「（同表の中欄に掲げる二以上の職員の占める職の区分に該当しているときは、それらの区分の調整数を合計した数。次項において同じ。）」を加える。

附則第二項中「は二」の下に「（その者が別表第一の中欄に掲げる職員の占める職の区分に併せて該当しているときは、二に当該区分の調整数を加えた数）」を加える。

別表第一の知事の事務部局の部の保健所の項の前に次のように加える。

本庁 地方機関	地方公務員法第六条第一項に規定する人事評価を実施するた め、任命権者から評価者として任命された職員（以下「人事評価 の評価者」という。）（管理職手当（第七条第一項の管理職手当 をいう。以下同じ。）が支給されているものを除く。）	〇・二五
------------	--	------

別表第一の知事の事務部局の部の次に次のように加える。

労働委員会事務局	人事評価の評価者（管理職手当が支給されているものを除く。）	〇・二五
議会事務局	人事評価の評価者（管理職手当が支給されているものを除く。）	〇・二五
人事委員会事務局	人事評価の評価者（管理職手当が支給されているものを除く。）	〇・二五
監査委員事務局	人事評価の評価者（管理職手当が支給されているものを除く。）	〇・二五
大分海区漁業調整委員会事務局	人事評価の評価者（管理職手当が支給されているものを除く。）	〇・二五
別表第一の教育委員会の部の埋蔵文化財センターの項の前に次のように加える。		
本庁 教育事務 所等	人事評価の評価者（管理職手当が支給されているものを除く。）	〇・二五

別表第一の教育委員会の部の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の項中

特別支援学校に勤務し、教育に直接従事することを本務とする職員	一	を
--------------------------------	---	---

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）第十七条の二第四項に規定する業務に従事する職員 特別支援学校に勤務し、教育に直接従事することを本務とする職員	〇	に改める。
	二五	

別表第一に備考として次のように加える。

備考

- この表の知事の事務部局の部における「本庁」とは、大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号。以下「組織規則」という。）第二条第一号に規定する本庁をいう。
 - この表の知事の事務部局の部における「地方機関」とは、組織規則第二条第二号に規定する地方機関をいう。
 - この表の教育委員会の部における「本庁」とは、大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号。以下「教育委員会組織規則」という。）第三条に規定する本庁をいう。
 - この表の教育委員会の部における「教育事務所等」とは、教育委員会組織規則第十三条に規定する教育事務所及び教育委員会組織規則第三十条に規定する教育機関をいう。
- 別表第二のへを同表のトとし、同表のロから同表のホまでを同表のハから同表のへまでとし、同表のイの次に次のように加える。

ロ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
一級	8,000円

2級	9,300円
3級	10,900円
4級	11,700円
5級	14,500円

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「、感染症対策監」及び「、雇用労働政策監」を削り、「構造改革企画監」を「政策企画監」に、「農村整備計画監」を「農地計画監」に、「安心住まい推進監」を「子育て住まい推進監」に改め、同部のことも女性相談支援センターの項中「三種」を「二種」に改め、同部の児童相談所の項中

所長	六種	を	所長	六種
			次長	七種

に改め、

同部の動物愛護センターの項中

所長	六種	を	所長	六種
			参事（人事委員会が指定する職にあるもの）	七種

に改め、

同部の工科短期大学の項中「六種」を「三種」に改め、同表の人事委員会事務局の部に次のように加える。

参事（総括）	七種
--------	----

別表第三の監査委員事務局の部中

局長	一種	を	局長	一種
----	----	---	----	----

に改め、

参事監	三種
-----	----

同表の教育委員会の部の本庁の項中

理事	二種
教育次長、 参事監	三種

を

教育次長、 参事監	三種
--------------	----

に改め、

同部の教育事務所の項中

所長（行政 職八級の職 にある者）	三種
所長	六種

を

所長	六種
----	----

に改め、

同部の埋蔵文化財センターの項中「副所長」の次に「参事（人事委員会が指定する職にあるもの）」を加え、同表の警察本部の部の警察署の項中「佐伯警察署長」を削り、「白杵津久見警察署長」の下に「佐伯警察署長」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に改め、同条第二号中「百分の百以下」を「百分の九十七・五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年大分県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表の五級の項の第一号中「又は教授」を「教授又は専門幹」に改め、同項の第二号中「副部長」の下に「の職務」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第六号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（平成十八年大分県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「宇都宮市」の下に「千葉市」を加える。

第三条第三号中「東京都府中市」を「千葉市及び東京都府中市」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（条例第十三条の四第一項の権衡職員）

第三条の二 条例第十三条の四第一項の人事委員会規則で定める職員は、定期人事異動（年度の当初に行われる定期的な人事異動をいう。）であつてその異動の日が四月一日でないものその他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由により、条例第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に異動し若しくは当該地域若しくは公署

で採用され、又は当該地域若しくは公署から異動する職員であつて、当該地域又は公署に在勤する期間が一年に満たないものとする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第二号

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

別表第一の職員採用医療免許資格職試験の項の採用試験の対象となる職の欄の第一号中「一級」の下に「二級及び三級」を加える。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。